#### (事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年5月10日

- 1. 契約の名称及び数量
- (1) 名称 西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託
- (2) 内容 ①清掃業務、②緑地等管理業務、③校内巡回業務等
  - ※ 詳細は別添仕様書のとおり
- 2. 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

- ・県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの 施設を営む者
- ①障害者支援施設
- ②地域活動支援センター
- ③障害福祉サービス事業を行う施設
- ④小規模作業所
- ⑤①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

なお、複数の構成員による共同体として見積を提出することを可とします。ただし、共同体を構成する全ての構成員は、上記①~⑤のいずれかに該当する者であることを要件とします。また、共同体の構成員は、他の共同体の構成員になること、または単独で見積を提出することはできません。

- 3. 契約の相手方の決定方法
- (1)上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- 4. 質問の受付及び回答
- (1) 質問受付期限

令和6年5月14日(火) 午後5時必着

(2) 質問方法

質問は別紙<u>様式A</u>に記入の上、6の担当部局まで電子メール又はFAXで提出し、電話にて受信確認を行うこと。(電話又は口頭による質問は受け付けない。)

(3) 質問に対する回答

各者からの質問は、公正な競争を妨げる質問を除き、すべてまとめて令和6年5月16日(木)までに奈良県立西和養護学校ホームページに掲載(質問者名は公表しない。)します。

- 5. 見積書の提出先及び提出期限
- (1)提出先 奈良県立西和養護学校事務室
- (2) 提出期限 令和6年5月21日(火)午後3時まで
- (3) その他
  - ①見積書(参考様式B)には
    - ・上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類
    - ・本件業務の実施体制表
    - ・複数の構成員による共同体として見積書を提出する場合は、構成員間による協定書 の写し (様式C)

を添付してください。

- ②次の場合には当該見積書が無効となりますのでご留意ください。
  - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
  - イ 記名押印を欠く見積書
  - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
  - エ 価格を加除訂正した見積書
  - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

6. 契約事務を担当する所属

奈良県立西和養護学校

住所 : 〒639-0205 奈良県北葛城郡上牧町下牧1010

電話 : 0745-73-2111 FAX : 0745-32-9877

E-mail: seiwayogo-hs@office.pref.nara.lg.jp

#### 7. 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ①決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
- ②暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者 に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若 しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有しているとき。
- ⑥この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。) に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を 締結したとき。
- ⑦この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方として いた場合(⑥に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにも かかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき 又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅 滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除 することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

(様式A) **質 問 票** 

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校 御中

 名 称:

 担当者名:

 電 話:

 FAX:

 メール:

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託に係る説明書について、下記のとおり質問します。

記

質問事項:	(簡潔に記入してください)
★ 会報 C 左 F	5月14日(火)午後5時必着

# 見 積 書

金

但し、西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託に係る金額

上記のとおり見積します。

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校長 殿

住 所名 称代表者名

印

(参考様式B)

# 見 積 書

金 円

但し、西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託に係る金額

上記のとおり見積します。

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校長 殿

 共同企業体名

 代表企業名

 住所

 名称

 代表者名

 申

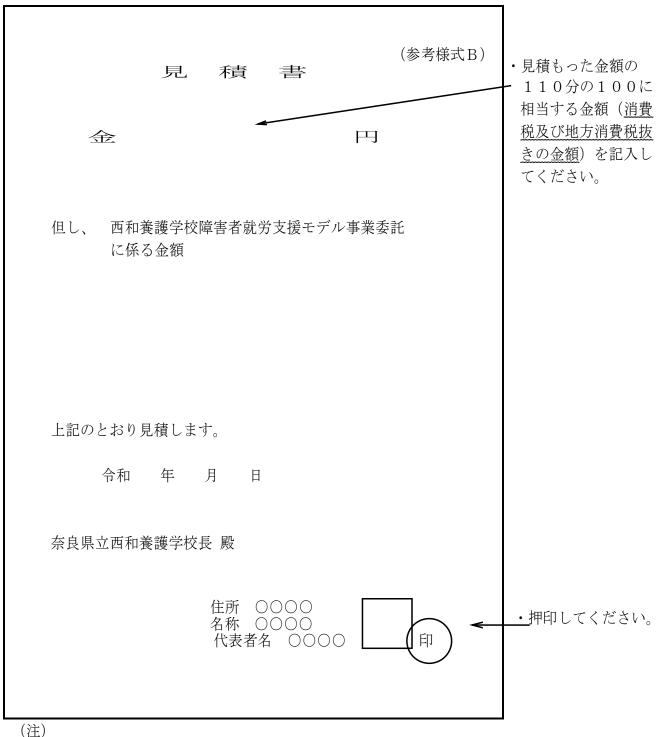
 住所

 名称

 代表者名

【3者以上の場合は、構成員の記入欄を適宜挿入すること】

## (見積書記載例)



- ・ 見積額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額、つまり消費税及び地方消費 税の額を含まない金額を記入してください。
- ・ 見積書提出時には封筒に入れ、封緘してください。

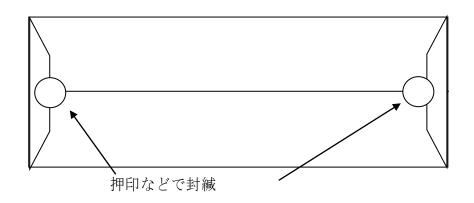
## (封筒記載例)

<表面>

共同企業体は 代表企業の名称 西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託

見積書

見積書提出者 名称 〇〇〇〇 代表者名 〇〇〇〇



※ 郵送の場合は、表面に「見積書在中」と赤字で記載のうえ、西和養護学校に到着したことを電話でご確認ください。

# 特定委託業務共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連携して営むことを目的とする。
  - 一 奈良県立西和養護学校発注に係る西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託 (以下「委託業務」という。)
  - 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○○○共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、○○○年○○月○○日に成立し、委託業務契約(以下「契約」という。)の履行完了後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地 ○○○○

 $\triangle$   $\triangle$  点点  $\triangle$ 

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名 義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料(前払金及 び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものと する。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契 約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○○○%△△△△△△△

2 金銭以外のものによる出資は、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに契約の履行の 基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項につ いて協議の上決定し、委託業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任 を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の 別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益 金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠 損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する 日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、 残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を 生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額 を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用 するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、 第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、 各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○ 外○社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

〇〇〇〇 代表 〇〇(氏名) 印

 $\triangle \triangle \triangle \triangle$  代表  $\bigcirc\bigcirc$  (氏名) 印

# 西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託

# 説明書

令和6年5月

奈良県立西和養護学校

## 説明書

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託に係る事前公表に基づく随意契約については、関係法令に 定めるもののほか、この説明書によるものとします。

参加する者は、下記事項を熟知のうえ、参加してください。

**1 公表日** 令和6年5月10日(金)

#### 2 契約の名称

(1) 名称

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託

(2) 概要

ア 期 間 令和6年6月1日から令和7年3月31日

イ 履行場所 奈良県立西和養護学校

(3) その他詳細については、別紙仕様書のとおりとします。

### 3 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること。

- (1) 県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する 次に掲げるいずれかの施設を営む者
  - ① 障害者支援施設
  - ② 地域活動支援センター
  - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
  - ④ 小規模作業所
  - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

なお、複数の構成員による共同体として見積を提出することを可とします。ただし、共同体を 構成する全ての構成員は、上記①~⑤のいずれかに該当する者であることを要件とします。また、 共同体の構成員は、他の共同体の構成員となること、または単独で見積を提出することはできませ ん。

#### 4 契約の相手方の決定方法

- (1) 期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の
  - 100分の10に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- (2) 参加者は、所定の見積書(事前公表の参考様式B)を作成し、封をした上、事前公表第5において指定する場所及び日時に見積書を提出してください。記載については仕様書の見積書記載例及び封筒記載例のとおりです。
- (4) 参加者は、その提出した見積書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

#### 5 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年5月14日(火) 午後5時必着

(2) 質問方法

質問は事前公表の様式Aに記入の上、6(2)の提出先まで電子メール又はFAXで提出し、電話にて受信確認を行ってください。(電話又は口頭による質問は受け付けません。)

(3) 質問に対する回答

各者からの質問は、公正な競争を妨げる質問を除き、すべてまとめて令和6年5月16日(木)までに奈良県立西和養護学校ホームページに掲載します。(質問者名は公表しません。)

### 6 見積書の提出先等

(1) 提出様式

見積書(事前公表の参考様式B)記載例による

(2) 提出先

〒639-0205 奈良県北葛城郡上牧町下牧1010

奈良県立西和養護学校 事務室

電話 : 0745-73-2111 FAX : 0745-32-9877

E-mail: seiwayogo-hs@office.pref.nara.lg.jp

- (3) 提出期限 令和6年5月21日(火)午後3時
- (4) 提出方法 持参又は郵送(但し郵送の場合、書留にて郵送し5月21日(火)午後3時必着のこと)

#### 7 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金 免除します。
- (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

#### 8 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加する者に必要な資格のない者の提出した見積書
- (2) 記名押印を欠く見積書
- (3) 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
- (4) 価格を加除訂正した見積書
- (5) 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

### 9 契約の相手方の決定方法

- (1) 期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4)(3)によっても決定しない場合には、不調とします。

### 10 契約書作成の要否等

- (1) 契約の相手方に決定した者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については決定した者の負担とします。
- (2)決定した者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

### 11 契約の不締結

決定した者が契約の締結までに次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1)決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に 関与しているとき。
- (3) 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4)決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び(4) に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。) に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者 と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### 12 契約の解除

契約締結後、奈良県契約規則第25条に定めるもののほか、契約者について11の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償

金を納付しなければなりません。

なお、11 の (1) 、 (3) 、 (4) 及び (5) 中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 13 その他

- (1) 事情により、当該事務を中断又は延期等を行う場合があります。
- (2) 契約事業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (3) 契約事業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではありません。
- (4) 契約事業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。

## 質 問 票

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校 御中

 4
 称:

 担当者名:
 電話:

<u>FAX:</u> メール:

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託に係る説明書について、下記のとおり質問します。

記

質問事項:	(簡潔に記入してください)

# 見 積 書

金

但し、西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託 に係る金額

上記のとおり見積します。

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校長 殿

住 所名 称

代表者名 印

## 共同企業体の場合

# 見 積 書

金

但し、西和養護学校障害者就労支援モデル事業 委託に係る金額

上記のとおり見積します。

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校長 殿

共同企業体名

代表企業名

住 所

名 称

代表者名

印

構成員

住 所

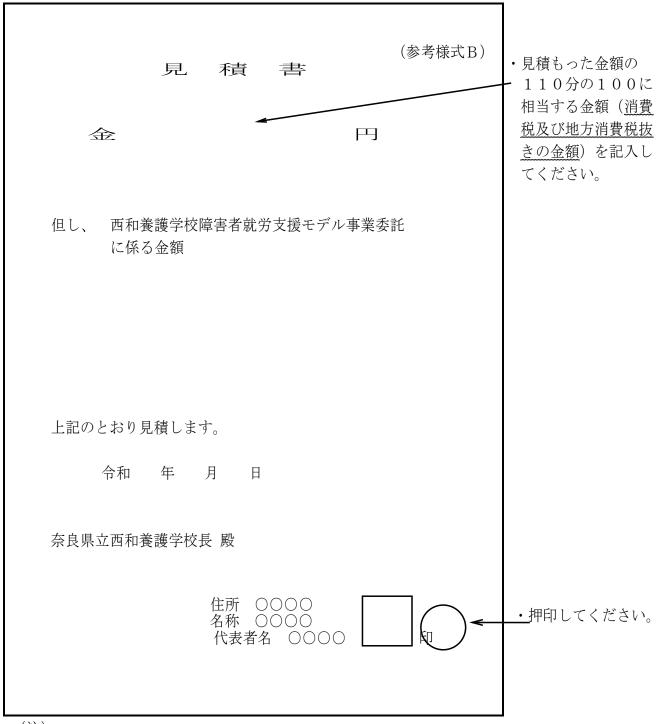
名 称

代表者名

印

【3者以上の場合は、構成員の記入欄を適宜挿入すること】

## (見積書記載例)



(注)

- ・ 見積額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額、<u>つまり消費税及び地方消費</u> 税の額を含まない金額を記入してください。
- ・ 見積書提出時には封筒に入れ、封緘してください。

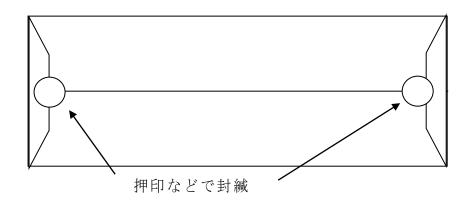
## (封筒記載例)

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託

<表面>

共同企業体は 代表企業の名称 見積書

見積書提出者 名称 〇〇〇〇 代表者名 〇〇〇〇



※ 郵送の場合は、表面に「見積書在中」と赤字で記載のうえ、西和養護学校に 到着したことを電話でご確認ください。